

便補保の成立について

——「納官済物」納入制度の変遷——

勝 山 清 次

【要約】 本稿は、従来手薄であった平安後期から鎌倉期の中央官衙への上納物（諸司納物）の納入制度を明らかにし、封戸物を含めた「納官封家済物」の納入制度の変遷の中で、中世的所領の一形態である便補保の成立を把握することを目的としている。この時期の諸司納物は特殊なものを除き、「料国制」とっており、その制度的確立は後三条親政期にあった。十二世紀後半以降、その徴収形態では、現地で徴収する「国下」が支配的になる。この「国下」や「弁補」の展開上に便補保も位置づけられるが、便補保の形成には、封家・諸司側が私領を前提にしてその建立を申請するばあいが多くみえるので、便補保の成立は国守と封家・諸司の「合作」であったとしても、封家・諸司側の役割は従来より大きく評価しなければならない。一方、内廷関係や朝廷の諸公事に関わる官衙では、十二世紀後半以降、済物の弁済状況の悪化にともない、便補保が建立されてくる。この便補保が諸司領として確立するのは、鎌倉前期の建久から承久年間であった。そして鎌倉中期以降は、便補保以外では納物は確保されず、新たに「和市交易之課役」が諸司の財源として浮かびあがってくるようになり、この時期、諸司納物の「料国制」は実質的な意味を失ったのである。

史林 五九卷六号 一九七六年十一月

はじめに

寺社や諸司の所領として中世を通じてみられる便補保は、中世的所領である保の一形態である。いうまでもなく便補保は、封戸などの国家的給付や諸司納物を国衙が弁済する代りに、保からの収取物で賄うようになったものであり、大局的

にみれば、封戸の荘園化といわれる現象と軌を一にしているが、異なる側面も多くみられる。また、便補保の建立には在京の諸階層が関与しているので、彼らの所領形成の運動を究明する上でも恰好の素材となる。

これまで便補保は様々な点から注目されながら、独特の分析は少ないといつてよい。その成立を正面からとり扱った河音能平氏の研究^①も、本論で紹介するように注目すべきものであるが、全面的に便補保を論じたものではない。逆に、便補保に關説した研究は数多くみられるが、それは大きく二つの流れに分けられる。一つは、封戸制度の解体過程で、封戸が所領化される段階の所産として便補保がとりあげられるばあいや、諸司や諸司領研究の一環として扱われるばあいなど、いわば封戸制度や諸司・諸司領研究の流れである。これは換言すれば、官衙への納物（以下「納官済物」あるいは「納官物」と一括する）の納入制度の変化の中で便補保を把握するもので、便補される対象である封物や納官物に中心が置かれているといつてもよい。一つは、国衙領の所領単位である保に関する研究、いわゆる保成立史の中で關説されるばあいでも、便補される所領の性格に重点が置かれているのである。

第二の流れから述べると、保の研究は近年活発になり、(1)保の所領形態、(2)保の類型、(3)保を推進した階層、(4)保の特質など、論点はほぼ出そろった感があり、共通認識も広まっているが、一方では保の特質についての理解に代表されるように、見解の相違も顕著になってきている^④。史料的に保の一般的定義が見出せない限り、現段階では個別的な分析を深め、その制度的特徴を明らかにするとともに、その中からたとえ仮説的であれ、保の特質を一般化する作業が必要となるであろう。

順序が逆になったが、第一の流れについて述べると、まず封戸制度がなしくずし的に解体して、一部は荘園や便補保に転化するといふこれまでの理解は、大石直正氏の研究^⑤によって訂正され、封戸制度解体過程は再考を要する段階にきている。一方、諸司ならびに諸司領研究は平安前期あるいは南北朝から室町期が中心であり、史料制約もあつてか、平安後期は手薄であるといわざるをえない。平安後期の納官物の納入制度は、それ独特の意味もさることながら、便補保成立の

前提となる意味からも説明を要する問題といえよう。

以上のような研究史の状況や便補保の性格からして、便補保は封物や納官物と保の二側面から論じなければならぬが、本稿ではとりあえず、後者の側面に関しては保の一類型として便補保を捉え、その個別事例を提供するとどめ、前者の納官物や封物の納入制度の変遷の中で便補保成立を捉え直してみたい。その際、平安後期には「納官封家済物」^⑥と、封物と納官物が一括されていることに注目すれば、この時期の封戸制度と納官物の納入制度は、共通の場で論ずることも可能であり、行論中も封物について閑説する所もあるが、封戸制度の解体過程については独持の分析を要する問題もあり、本稿では納官物（諸司納物）を中心にして論を立てたいと思う。

① 河音能平『中世封建制成立史論』第一部第二章「院政期における保成立の二つの形態」、他に便補保の個別研究として、感神院領「四ヶ保」を素材とした西山克「院政期に於ける便補保の形成」、『神道史研究』第二編二・三号）がある。

② 竹内理三『講座日本荘園史第十四講 封戸郷と便補保の荘園化』、『日本歴史』一一〇号）、阿部猛『律令国家解体過程の研究』第三編第二章「貴族の個別経済の成立」。

③ 奥野高廣『皇室御経済史の研究』第二章四「主殿寮領及び禰家所領」、同「造酒司領について」、『日本歴史』一一一号）、橋本義彦「太政官厨家について」、『書陵部紀要』三号）（A）、同「官務家小槻氏の成立とその性格」（同前一一号）（B）、同「大炊寮領について」、『日本歴史』二九四号）（C）。

④ 現段階で特に問題となっている保の特質については、松岡久人氏「百姓名の成立とその性格」 竹内理三編『日本封建制成立の研究』の保は別名と同一実態であるが、在家群に即してみた名称であるという理解を展開させ、保は住人別支配を認められた所領であり、別名一般として理解できないとする義江彰夫氏（『保』の形成とその特質）

『北海道大学文学部紀要』第三編一号）の見解に代表される保の所領形態にその特質を求める見解と、保の建立には国守が負った何らかの負担を所領に転化したばあが多いとする網野善彦氏（『荘園公領制の形成と構造』 竹内理三編『土地制度史Ⅰ』）の理解のように、立保の条件である国守と保の領有者との関係から特質を導き出す見解とが、大きく分かれたままになっている。他に保の研究として、清水三男『日本中世の村落』第一部第二章「保と村落」、大山喬平「国衙領における領主制の形成」、『史林』第四四卷一号）、坂本眞三「日本王朝国家体制論」第二編第三章第二節「中世的所領の四類型」、竹内理三「保の成立」（森克己博士還暦記念会編『対外関係と社会経済』、田村裕「周防国与田保の性格と国衙補任地頭の成立について」、『史学研究』一一九号）（A）、同「中世前期国衙体制下における在地領主の存在形態」、『広島大学文学部紀要』第三三卷）（B）があり、それぞれ重要な論点を提供している。

⑤ 大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」、『東北学院大学紀要』創刊号）（A）。

⑥ 十二世紀の史料には、国司の中央への納物を総称した「神社仏寺封

家納官済物」（保安三年十一月廿五日伊賀国司解案、東大寺文書四ノ五『平安遺文』一九七四号）や、「納官封家済物」（『長秋記』大治四年二月十七日条）という用語がみえる。本文でもしばしば使用する「納官済物」や「納官物」は、この用法から神社仏寺以下諸封家への納物を除いた朝廷へのそれを表現するために採用したものである。た

だ納官済物は諸司納物をも包摂する概念であるが、十一・十二世紀には厳密には諸司納物とはいえない永宣旨召物などと表現される朝廷の仏神事以下公事の料物も諸司が扱っているので、本稿では特別の場合も除いて、諸司納物と納官済物とを区別しないで用いている。

第一章 納官済物の納入制度

第一節 納官済物の「料国制」

中央諸官衙への納物である納官済物は、十一・十二世紀において、いかなる制度の下に確保されていたのであろうか。本章ではこの納官済物の納入制度を明らかにしたい。

文治六年（一一九〇）四月日主殿寮年預伴守方解案（以下「主殿寮解」と略す）によれば、表①に示したように、この段階では年別油・大糧米・仕丁などの主殿寮納物は、年間の納物数を定め、国毎に充てられている。同じく造酒司においても、鎌倉中期には、表②のごとく、造酒酢料米や大糧米の負担国と年間の所済数が定められている。このように、諸司納物が年間の所済数を定めて国毎に割当てられている制度を、納官済物の「料国制」と呼ぶことにしたい。「料国制」をとる納官物は、造酒司納物が造酒酢料米と大糧米からなっていることに典型的に示されるように、大別してその官衙が朝廷内で分掌する職掌を果たすための諸物品と官人の俸禄である大糧米から構成されている。元弘三年（一一三三）五月廿四日内蔵寮領等目録^③によれば、大糧米の記載はみられないが、内侍所供神物・御服月料（米）・御殿油・御服紅花などの内蔵寮納物については、同様の「料国制」をとっていることが確認できる。後述するように、「料国制」をとる納官済物が便補保に転化することが多いことを合わせ考えるならば、平安末・鎌倉期において、内蔵寮・主殿寮・造酒司や官厨家など、内廷

便補保の成立について（勝山）

表 ① 主殿寮納物料国表

	文治六年四月日主殿寮年預伴守方解案				建武三年十二月廿七日 光厳上皇院宣
	年 別 油 (石)	大 糧 米 (石)	仕 丁 (人)	便補保・その他	
伊賀	5.2150				薦生保
伊勢	0.7359				
尾張	5.7101	100	1		
参河	5.4505		1		
遠江	4.0590		5		
駿河	1.1000		4		
甲斐	2.2792				
伊豆	0.3157		5		
相模			1		
武蔵			1		
上総			1		
下総			2		
近江	3.6350	100		便補保(押立郷)	押立保
美濃	6.1446	150			
信濃	0.1320				
上野	0.1001				
下野	0.8030				戸矢子・窪田保
若狭		125(年別米)	1		
越前	3.3320	147	1		
加賀	4.8840		1	便補保	橘島保
能登	0.4774				
越中	3.8214		1		
越後	0.4050				
丹波	3.3000				
丹後			3		
但馬	0.7568				
因幡	0.9196		2		国安・今島保
伯耆	0.0770				
出雲	5.0578				
播磨	3.8500	110			
美作	4.5100	147		便補保(飯岡郷→宇野村)	
備前	5.1997				
備中	3.9050	88.9		便補保(小刑部郷)転倒	
備後	2.6400				
安芸	3.□440	76,044		便補保(入江郷)	入江保
周防	0.3828	190.8			
長門	1.5400		3		
紀伊	5.76726		1	便補保	河内・包光保 六十谷加納
阿波	2.4651				
讃岐	2.2407	245	1		
伊予	3.1640	219	1		
土佐	2.2000	120			
大宰府	30.0000				
(左府)	(15.0000)				志原保
(右府)	(15.0000)				
摂津				年別籾藁 370 井杓 15枚 汲部 10口	

表 ② 造酒司納物料国表

		造酒酢米 (斛)	大 糧 米 (斛)	便 補 保
山 大 河 和 俱 近 若 加 播 備 備 備	城	106.8	50.0	便補保(甘南備保) 便補保(直師郷) 便補保(大田保)
	和	92.6		
	内	118.2		
	泉	81.1		
	津	149.2		
	江	107.16		
	狭	50.0		
	賀	57.8		
	磨	150.0		
	前	150.0		
	中	200.0		
	後	115.4		

* 嘉禄二年十一月三日官宣旨(『平戸記』仁治元年閏十月十七日条所収)による。

関係や朝廷の恒例臨時の諸公事に関与する官衙では、少くともその職掌を全うするに不可欠である諸物品は、「料国制」によって確保されていたとみることができ^④る。

では、納官済物の「料国制」は、在地での収取体系とどのような関連をもつて構想されていたか、換言すれば、「料国制」をとる納官物は、制度的に、国衙の収取物のいかなる部分が充てられる建前になっていたかが次の問題となる。

……就中近代庄園甚以巨満、国郡殊以凋弊、更無立針之地、在在人民併募、所_レ所權勢、全無付_二国役_一、爰神社、仏寺、封家、納官済物、通_二計其数_一、既万余斛也、国内庄園住人等、出作、公田、所_レ当官物僅參_二余斛_一、縦雖不_レ致_二合勺未進_一、以_二此所_レ当_一、何可_レ宛_二弁彼済物数_一哉、……(傍点は筆者、以下同)

この保安三年(一二二二)十一月廿五日伊賀国司解案で注目されるのは、まず「神社仏寺封家納官済物通_二計其数_一、既万余斛也」と、国衙にとって納官物と封家済物が通計可能なものとしてあったことである。すなわち、納官物と封物の間には、国衙財政上収取物のどの部分を充てるかについての区分はもはや消滅しているのである。さらに注意されるのは、これらの済物に出作公田の所当官物が充てられることである。また、出作公田に限らず、庄園や牧の所当官物が封物が弁済されている例もある^⑤。国衙領においても同様で、大和国大田犬丸名の所当官物の一部が造酒司納物に充てられている^⑦。このように、国衙領・庄園を問わず、その所当官物が諸々の済物に充てられているが、この点に関して、伊賀国では、「公田一段別見米三斗内京庫納一斗 准米一斗七升二合 油一合 見稻一束 額二束^⑧」と、公田官物率法の中に「京庫納一斗」が制度的に組み込まれていたことが改

めて注目される。これは京上の済物が国内公田の所当官物に求めらるべきことを、制度的に保証するための措置であったと考えられる。^⑨このようにみれば、原則として国内公田の所当官物が、納官封家済物の財源としてみなされていたとしない。実際には国衙領・荘園を問わず、その所当官物が諸々の済物に充てられており、国衙の収取体系上所当官物部分こそが、納官封家済物に割当てられるべきプールとしてあったことを示している。

さて、律令制下において京進される税目は、主要なものをあげるならば、調・庸・年料・春米・公田地子物などがあり、それぞれ税目が異なるのみならず、大蔵省・民部省・宮内省・太政官などと納入先の官衙も違っていた。^⑩では、納入先を別にし賦課形態も異なる種々の税目によって中央財政が維持される体制が変化し、納官済物が一律的に所当官物に依存するようになる時点はどこに求められるだろうか。この転換は一朝一夕になったものではないことも関連して、その時期を直接史料的に確定することは困難である。しかし、諸々の済物のプールとなった所当官物の制度的変化を手懸りにすることはできる。

坂本賞三氏は、史料的には租に継起する「格」によって定められた見米三斗の基本額を中核として、それまで臨時雑役の中に含まれていた交易雑物を組み込んだ「公田官物率法」の成立を十一世紀の四十年代に求め、その成立はそれまでの租税田と地子田の区別を制度的に解消するとともに、臨時雑役の内容を「一国平均役」に限定し、官物・雑公事・「一国平均役」という中世的収取体系成立の発端となったとされた。^⑪これは、それまで様々な変化はありながらも、基本的には国家の土地からの収取物を租・税・地子と区別するとともに、調庸制と交易制によって組み立てられていた租税体系の^⑫転換を意味している。とすれば、「公田官物率法」の成立は、それまでの租税体系を前提として構想されていた「納官封家済物」確保の体系が体制的転換を遂げるきっかけになったと考えざるをえない。このようにみるならば、「納官封家済物」が一律的に所当官物に依存する体制の成立は、「公田官物率法」成立の持つ多様な側面の一側面として位置付けることができる。

主殿寮では後世、「上古之例」として寮納油制の変化を次のように述べている。

……傳引「勘旧記」、去長^(久カ)□四年之比、諸国成^(久カ)「早損之愁」、死骸満^(久カ)道路、不^(久カ)及^(久カ)□納之數、国内百姓減少、致^(久カ)所洪^(久カ)之時、同年十一月廿六日本納之外、新被^(久カ)□□三十四箇国畢、次治曆二年官符状云、不^(久カ)置^(久カ)□□年、於^(久カ)当寮納油^(久カ)者可^(久カ)弁^(久カ)済^(久カ)之由、被^(久カ)宣下^(久カ)畢、上古之例□如此……^⑮

難解な箇所もあり、後述する料国の確定の問題とも関わるのでここでは詳述しないが、主殿寮にとって、長久四年（一〇四三）は「本納」制外の新たな措置がとられた寮納油制上の画期だとみなされていた。「公田官物率法」の成立とほぼ時期を同じくしていることに注目したのである。^⑮

以上、納官済物が所当官物に依存する体制の成立を「公田官物率法」のそれに求めたが、これは「料国制」を収取体系の上から明らかにしたものにすぎず、別に「料国制」をとる納官物の負担国と年間の所済数が各官衙毎に定められた時期が問われねばならない。

まず造酒司の例を考えてみたい。

……而用途其儲国乏難^(久カ)致^(久カ)合期之勤、因^(久カ)之支配^(久カ)納物於十二箇国、被^(久カ)宛^(久カ)一^(久カ)ヶ年之公事、件色目載^(久カ)延久^(久カ)宣旨^(久カ)・康和^(久カ)抄帳^(久カ)、仍注^(久カ)別紙^(久カ)所^(久カ)副進^(久カ)也……

この嘉禄元年（一二二五）十一月十三日造酒司解^⑯によれば、十二箇国に割り充てられた造酒司納物の色目は延久宣旨によって定められ、その負担国と所済数は鎌倉時代まで変らないのである。この造酒司の例は他官衙にも妥当するだろうか。

『土右記』延久元年（一〇六九）六月七日条に、

……入^(久カ)夜匣^(久カ)房来^(久カ)、伝^(久カ)勅云^(久カ)、可^(久カ)令^(久カ)注^(久カ)申^(久カ)諸司損色及納物數并累代相伝物等、……

とあるように、延久元年には諸司納物数の調査が後三条天皇の勅令で行われている。この措置は後三条親政期の諸司財政再編政策を示すものであるが、他にもその例はある。延久元年七月には、「内膳司饌・諸国御厨子并費・後院等御費」が

停止され、御厨子所から蔬菜供御が供進されることとなる。また、大炊寮御稲田料田が延久年中に、山城・河内・摂津の三ヶ国に設置されている。^⑦ 以上のように、後三条天皇の延久年中、諸司財政再編が進められたと考えられるので、その一環としてこの時期、造酒司に限らず他の官衙においても、「料国制」をとる納官物の負担国と所済数数が定められたとみることができる。

しかし、後三条親政期にはじめて納官済物の料国が定められたとみることはできない。『延喜式』には年料春米・年料租春米や交易雑物・雑器などの負担国と所済数が規定されている。また、諸国の公田地子物が納入される官厨家では、延喜十四年（九一四）八月、最小限の納物を確保するため、負担国毎に納物の定数が定められている。^⑧ このように、九・十世紀において、納官済物の定数化と負担国の直納の方向は決定的であったが、その全面的展開を否定する史料もある。『小右記』長和五年（一〇一六）六月十日条に、「造酒司不_レ進『醴』、依_二大炊寮不_レ度_二料物云々、」とあり、造酒司が造醴料米を大炊寮からの支給に仰いでいることを示している。このような造酒司納米の調達法は、先の「料国制」の段階と異なっている。すなわち、十世紀から十一世紀初期にかけての段階は、納官済物の定数化と国毎の直納制の方向が決定的でありながら、収取体系上の制約を受けることもあって、本節でいう「料国制」は成立していないとみるべきである。

その意味で注目されるのは、先述した主殿寮のばあいである。主殿寮では寮納油の制度上、長久四年が「本納」制外の新たな措置がとられた画期であったが、その内容は、「本納之外、新被_二□□三十四箇国畢_一」という文言に示されている。ここにみえる三十四ヶ国という負担国数は、文治六年の「主殿寮解」に記載されているそれと替わって近いのである。とすれば、この史料はこの長久の段階で、寮納油負担国三十四ヶ国が新たに設置されたことを指していると解釈できる。すでに述べたように、この時期は「公田官物率法」の基本額が「格」によって制定され、「納官封家済物」に所当官物が充てられる体制へ移行し始める時期にあたる。納官済物の「料国制」の成立は、この時期に求められるのではなからうか。そして、後三条親政期の各官衙毎の納物負担国と所済定数の制定は、これをうけ、内廷関係や朝廷の諸公事の諸用途を備

進する官衙に重点をしぼって行われたのである。この時宣旨によって制定された負担国と所済定数が、少くとも鎌倉時代まで維持される点において、これは「中世的諸司納物制」を確立したものであった。

- ① 書院部所蔵壬生家文書（以下壬生家文書として引用する文書は、すべて官内庁書院部所蔵のものである）『鎌倉遺文』四四〇号。
- ② 『平戸記』仁治元年閏十月十七日条所収嘉祿二年十一月三日官宣旨。
- ③ 壬生家文書。網野氏前掲論文には、この文書によって内侍所供神物以下四種の納物の負担国・所済量と寮領の保及び御厨・御園が、「内蔵寮領国別表」として纏められている。
- ④ 納官済物すべてが「料国制」をとっていたわけではない。たとえば、主殿寮納物の箒藁や井杓などの進納は摂津国に限られていた（主殿寮解）。このように、特殊な物品が特定の負担国に限って充てられているばあいは、こでいう「料国制」から除いて考えたい。
- ⑤ 東大寺文書四ノ五『平安遺文』一九七四号。
- ⑥ 天喜四年四月十七日東大寺使神成則請文（エール大学所蔵東大寺文書『平安遺文』七九四号）等。
- ⑦ 永承元年大和国大田犬丸名負担結解（東大寺文書四ノ四十九『平安遺文』六三九号）。
- ⑧ 保安三年二月伊賀国在庁官人解（東南院文書三ノ五『平安遺文』一九五八号）。
- ⑨ 坂本氏前掲書第二編第二章「公田官物率法の成立」参照。
- ⑩ 早川庄八「律令財政の構造とその変質」（弥永貞三編『日本経済史大系』上古代）。
- ⑪ 坂本氏前掲書第二編第二章「公田官物率法の成立」。
- ⑫ 坂本氏は、氏のいう「前期王朝国家」の収取体系が「官物」と「臨時雑役」から成っていると、この両者はともに総称であり、「基本制」には律令制的諸賦課項目を継承したという性格が濃厚なものであった」と述べられている（前掲書第一編第二章第三節）。すなわち、律令制的収取体系は、人身的賦課から反別賦課（名を単位とした）への変化や二つの系列への収数を示しながらも、その基本的骨組みは維持されていたともいえるのである。
- ⑬ 治承五年正月十九日主殿寮解案（壬生家文書『平安遺文』三九四九号）。尚、この文書には破損のため読めない箇所があるが、内容の理解にかわり、補充可能な部分は（ ）で補った。まず、(1)「長□四年」とある年号については、詳しい論証は省くが、治暦以前であることと全国的に早書を被ったという記述に注目すれば、「長久」とするのが妥当である。次に、(2)「不置□□年」の部分であるが、『朝野群載』卷第廿八所収の長保三年五月廿三日官符に、「不置置在終年合期令進済穀倉院納調庸租穀交易雜物事」とある。国司の済物并済に関わる用語であることといい、前後の判明する三字の合致といい、この欠損部分には「任終」の字を入れるのが妥当である。
- ⑭ 封戸制度においても十一世紀中葉に制度的再編が行われたことが確認できる（拙稿「封戸制度の変質と解体」未発表）。
- ⑮ 『平戸記』仁治元年閏十月十七日条所収嘉祿二年十一月三日官宣旨引用。
- ⑯ 『扶桑略記』。この点については網野氏前掲論文参照。
- ⑰ 文保元年六月日大炊寮領河内国河内郡御稻田雑掌言上状案（『師守記』貞治三年二月卷裏文書）。
- ⑱ 延喜十四年八月十五日官符（『政事要略』卷五十三）。この官符については橋本氏前掲(A)論文参照。

……守方申云、雖無見濟之証、切下文之後ハ即京下也、……年來依便宜雖請取_レ序_□、（意）今依恐難濟、所切_レ下文也、……

「京下」だという主殿寮の主張の眼目は、寮納油は「切下文」で催促するから「京下」であるということになる。^③ しかも、……仍諸司納物事、不_レ及_レ成_レ庁宣_二也、^④ [件年中宮日供油被_レ切_二彼国_一之時、為_二弁済使沙汰_一之_二其弁畢_一、……

と、「切下文」で寮使が弁済使から催促徴収するのである。また、造酒司でも、

……右、備前国本司納物毎年百五十石、追_二年無_一究済、雖_レ然有_レ限依_レ為_二納物_一、成_二下文_一付_二弁済使_一、敢不_二繼取_一之間、^⑤ [本司何治術可_レ致_二其之勤_一矣、……

とあるように、その下文で弁済使に対し司納物弁済を催促している。これらの史料による限り「京下」とは、「切下文」を携える諸司の使者が諸国の弁済使（あるいは国守）から納官物を催促徴収する形態をさす。^⑥ しかも、この形態ではその名称からして、京及びその周辺で徴収と弁済が行われたと考えられる。

次に「国下」について検討する。先の「問注記」に、

……件条、成_二庁宣_一天_レ給_二寮候畢_一、寮使請文判行各別也、所詮者帶_二庁宣_一下_二向国_一、任_二例請取畢_一、……

とある。また、承安二年九月日主殿寮年預伴守方解案には、^⑦

……是則前任備中之時、去嘉応元年^⑧ [無道間、不_レ知_二子細_一沙汰者、為_二通_一當時苛責、隨寮之^⑨ [十二石余、雖_レ成_二下庁宣_一、在庁依_レ无_二先例_一不下^⑩ [、……

とある。十二世紀後半のこれらの史料から窺える「国下」とは、諸司の徴税使が国司庁宣を受けとり国に下向し、在庁と交渉して済物を徴収する形態、すなわち国司庁宣による在国での徴収をさしている。この国司庁宣は「国司切符」^⑪とも称されたが、封物においても、

美作国……同久安三年分雖_レ成_二進庁宣_一、任終之間、不_レ及_二下行_一、使者于_レ今在_二国_一之、^⑫とあり、同様の形態を確認できる。

十二世紀後半、「国下」において、諸司や封家の徴税使が済物徴税のため下国する時携えたのは国司庁宣であったが、

郡・郷・荘・別名から徴税使が国符によって封物を徴収する「弁補」^⑩と、ここである「国下」はいかなる関係にあるのだろうか。国司庁宣を伴う「国下」のばあいも、「当国例所々済物使到来之時、給_二庁宣_一」と本國へ、切_二符庄園所當官物_一者、承前之例也^⑪とあり、在_二庁_一（留守所）を介在させるとはいえ、実際の徴収の場では「弁補」と同様の形態を想定しうることや、国司庁宣が文書様式上国符に継起するものであることからして、「国下」は、徴税使の所在單位所領からの直接徴収という「弁補」の基本的性格を引き継ぎながら、留守所制の成立という事態に対応したものであったと考えられる。

さて、納官済物に限って「京下」と「国下」という二つの徴収（弁済）形態の前後関係をみると、先の「問注記」によれば、土佐国では久寿年間（一一五四～五五）以後、主殿寮納油の「京下」はないといわれている。保安三年（一二二二）十一月廿五日伊賀国司解案は「随則内藏寮納物・正藏率分・大藏省并諸官済物等、於_二京都_一皆皆致_二其弁済之勤_一」と、納官物の京都での弁済を強調している。納官物のばあい、官衙や国毎の違いはあるにせよ、十二世紀初期にはまだ「京下」が中心的位置を占めていたと考えられる。ところが、十二世紀後半以降弁済状況の悪化と並行して急速に「国下」が一般化したとみなされる。国内の單位所領が済物の弁済地として充てられる便補保形成の条件は、このような「弁補」や「国下」の一般化の中で醸成されてくるのである。

① 大石氏前掲論文。

② 壬生家文書『平安遣文』三六〇六号。この文書は四枚の料紙からなっており、『平安遣文』所載の順序に従って、それぞれを(A)(B)(C)D紙とする。江戸時代に壬生家文書が表装された時に、この順序で料紙が継ぎ合わされ、現在の形になったと推定されるが、そのまま読むとうまく接続しない箇所がある。詳しい論証は省くが、本来は(A)(C)(B)D紙の順になっていたと考えられる。また、『平安遣文』では、(C)紙の紀頼兼の陳述と官使の伴守方に対する問の間の六行がそっくり欠けている。次にその箇所を載せておく。

不法器事

問頼兼云、件条如寮家申状者、非新儀歟如何、^{（頼カ）}兼申云、件条久寿以後無相論、以宣旨斗詣來候畢、寮^{（頭カ）}使語文^{（頭カ）}然候、進覽畢、爰去年始出此論之条、尤無其^{（調カ）}□候、以本寮斗可納へ、何年来之間、不致此論候哉、尤^{（調カ）}□飭候事と申、

③ 永治二年三月廿一日主殿寮油請取状（壬生家文書『平安遣文』二四六五号）によれば、寮納の中宮職日貢御殿油徴収に主殿寮切下文が用いられている。尚、切下文についていえば、この外、率分^{（所）}下文（『権記』長徳三年七月十九日条等）、造酒司切下文（久寿二年十二月

七日造酒司注進状案、壬生家文書『平安遺文』二八二五号)、大蔵省切下文(『平戸記』寛元三年二月四日条、藏人所切下文案(函中秘抄五『鎌倉遺文』六四四〇号)など、諸司切下文は文書そのものも含め史料中に散見する。

④ 久寿二年十二月七日造酒司注進状案(壬生家文書『平安遺文』二八二五号)。

⑤ 済物弁済を任務とする在京の弁済使については、拙稿『弁済使』について(『日本史研究』一五〇・五一合併号)参照。また、諸司の使者が徴収にあたる相手を弁済使に限定する必要はない。その地位からして、国守も当然考慮しなければならない。

⑥ 大石氏は、京上物を運上する綱丁や港灣の納所宛の国司下文や国雜堂下文をとまなう封物の弁済形態(見下之弁)が存在することを指摘されたが(前掲論文)、この形態が、十世紀末の清胤王書状にみえる

弁済所下文による官米下行の形態とともに、十二世紀段階において、納官済物の弁済のばあいにも適用されたことは充分考えうる。的確な史料を提示できないが、弁済使や国守から諸司の使者が済物を徴収するばあいも、実際にはこのような形をとることが多かったのではないかと思う。

⑦ 壬生家文書『平安遺文』三六〇七号。

⑧ 『妙槐記』正元二年四月十三日条所取撰津守中原師藤申請雜事。

⑨ 久安四年五月十六日東大寺封戸済否等注進状案(東南院文書二ノ二『平安遺文』二六四八号)。

⑩ 大石氏前掲論文。

⑪ 注⑧

⑫ 東大寺文書四ノ五『平安遺文』一九七四号。

第二章 便補保の成立

前章で述べたように、十二世紀後半、納官済物は所済国から徴収される「京下」・「国下」の二形態の外に、便補保によっても確保されていた。本章ではこの便補保をとりあげるが、納官物のそれに限らず、広く「納官封家済物」の便補保一般を論じたいと思う。その方がこの制度の成立を包括的に把握することができるからである。

ところで、便補保は保の中でも特徴的な一類型であり、その成立を論ずる前に、保を分類し便補保の位置付けをしておくことが最小限必要となる。まず、保を分類する手懸りとして、東寺領丹波国大山荘の地に立てられた「大山保」^①に関する次の史料を検討したい。

……抑件所庄号之由、就訴召問在庁官人等之処、称「庄号二由之条、無見留国之文書」、只免田参町許、代代被奉免之由、見

田所例文、而刑部卿任、造東寺御塔之次、上座永俊触縁、申請一色別符、於所當官物者、徵納寺家、御塔作事之間、為御祈禱、每日仏供、以件米所申請也、加之至所當雜事者、被止御塔料諸郡之所役、偏以保住人等、所令勤仕也、御塔造畢之後、（源季房加賀守任被停止、如本被加郷分了、而得替之後、以彼時文書等、當任付縁、申請一色保、被免除雜事之許也、此代代國司会釈也、……）②

この「大山保」で、保の分類上注目されるのは、その所當官物が雜事とともに免除されたばあいと、雜事免のみで所當官物が免除されなかったばあいがあつたことである。すなわち「大山保」では、最初に保が立てられた源頭仲の任中には、雜事のみならず官物までも免除されたが、一旦転倒され河内郷に編入された後再び立保が認められた高階為章の任中には、所當官物は免除されなかったのである。つまり、保を所當官物収取の側面から区別すると、所當官物が免除され保の領有者やその所屬機關に確保される保と、國衙に弁済しなければならない保の二つがあることになる。

後者の所當官物が免除された保からみる。

……而彼庄預所僧覺仁、伺國司得替之際、背代代宣旨狀、成對捍之上、重又巧新儀、擬掠領往古國領築瀨保、於件保者、祐惣朝臣之任寬治之比、始申請別符之後、偏依号寺領之由、孝清之任中長治三年、申下宣旨被停止以降、數代之間至當任、于今為國保、敢無他妨之處、……③

この伊賀國築瀨保のばあい、寺領との対比で、寺領を否定された國領の保が「國保」とされている。また、次の史料は「國保」の内容をより鮮明に示してくれる。

一 為所衆高信、久賀・日前・由良、号地頭打開官庫、押取所納米、如保司張行雜夏、不隨國衙事

副進証文等

右件所々者、非指庄号之地、有限國保、勿論之公領也、而天下騷動以後、云領主云地頭、依令率籠、落居之程、所被改補也、而寄事於左右、恣施地頭威之間、既為造寺之妨、何況僅國庫納米者、是非指運上料、非私相料、令勸進當國他國之上、

適當國狹少所當米也、……^④

この史料では「件所々(久賀・日前・由良)者、非指庄号之地、有限國保勿論之公領也、」と、築瀬保と同様に莊園との対比で「國保」が使用されていることを確認しなければならないが、これら「國保」の所當官物が、官庫すなわち國庫に納められていることに注意したい。つまり、「國保」とは國領の保の意味であり、その所當官物が國庫に納入される保のことである。

では、他方の所當官物が免除される保はどのように表現すべきであろうか。丹後國新補地頭所務を規定した鎌倉幕府追加法七十七條に、「次國保司跡事、如本司之時、可為地頭收納也、至京保司跡者、地頭不可管領之、可為京下收納使沙汰也、」とある。この条文では、「京保司跡」の保の本年貢(所當官物)收納は、改めて京下收納使の沙汰とされている。つまり、この型の保では、所當官物は國衙に属さず京上されるのである。^⑦このような解釈の上になつて、この条文にみえる「國保司」と「京保司」との対比を援用して、ここでは所當官物が免除され領有者に確保される保を「京保」として扱いたいと思う。^⑧

以上、所當官物の所屬を目安にして保の二類型をたてたが、便補保は原則としてその所當官物が便補される対象であるので、「京保」の一つの型であるといえる。

さて、これまで便補保の成立について最も纏った見解を提示されているのは河音能平氏である。^⑨次に、氏の見解を手懸りにして便補保成立を考えてゆきたい。

河音氏は、各國司が白河院政期に増大した負担を、国内新開田畠が別名体制のもとで在地領主層に体制的に掌握されており収取の増加を期待できないという条件で、国内の一定地を指定分与して自己の徵稅責任を在地に転嫁せんとしたところ、便補保は成立したとされる。この見解は、白河院政期に國司に対する負担が増大することや、国内からの収取の増加が期待できないことなど、國司側の条件から便補保の成立を把握していることが特徴である。その限りでは異論はない

が、便補保成立を考えるばあい、済物を受ける側、すなわち各権門や諸司側の動きを考慮しなければならないのではなからうか。ここではこの側面に沿って考えてみたい。

その立保の事情が判明する便補保をみると、大別して次の二つに分類できる。

(A) 済物を受ける権門や諸司側の私領が何らかの形で存在するばあい

(B) そのような私領が存在せず、国守が便宜に一定地を指定して分与したばあい

順序が逆になるが、(B)型から説明する。前章でとりあげた「主殿寮解」にみえる安芸や美作の便補保がその例となる。

安芸 …… 初任以後已未済、然間及去年月追、以字入江郷立保之間、去年作田六反余云々、雖爲不足言請取之、

美作 …… 本保者、字飯郷也、前々司任如元可立彼保之由、頻被下院宣之、以字宇野村等改立之間、見作僅六町余

也、雖然令保号之間、……

これらは、いづれも立保時の見作田が僅かであることに主殿寮が不満を表していることからして、立保以前に主殿寮が彼地に対して何らかの権利を持っていたとはみなし難い。つまり、国司側の事情でこれらの地が便補保に指定されたのである。^⑪このように立保前に済物を受ける側の私領が存在せず、国守が便宜に所定地を指定分与して形成される便補保を、仮に「国守主導型」としておきたい。

一方、(A)型についても、その例示は困難ではない。後に詳述する感神院領丹波国波々伯部保は「大別当行円自各領主之手、所伝領明白也、」とあり、大別当行円が波々伯部村の田堵らから「伝領」した私領をもとにして立保されている。^⑫また、官厨家領常陸国石崎保は「件保者、本領主僧相慶去建久六年寄附隆職宿禰之間、同九年申立官厨蒙便補」とあり、小槻隆職が本領主僧相慶から「寄附」された私領が、立保の前提となっている。^⑬これらの便補保では、いづれも諸司や封家側が領有する私領を前提として立保されている。このような便補保を、(B)の「国守主導型」に対して「諸司・封家主導型」としておきたい。

では、この型の便補保形成の前提となった私領の獲得はどのような形で行われたのであろうか。この問題については、鎌倉時代後期に成立した官中便補地由緒注文案^④（以下「由緒注文」と略す）が、貴重な素材を提供してくれる。この文書に記載されている官厨家領便補保の個別的分析は後に行うが、ここでは陸奥国「安達保」を立てた史生惟宗定兼が拒押使であつたことが注目される。拒押使が収取物対押に対して派遣されたことはよく知られるが、彼は史生（太政官か）であるからして、陸奥国住人ではなく中央官衙の官人であつたとみななければならない。この便補保の立保は、彼が拒押使として中央から派遣され済物を徴収する過程で行われたと理解できる^⑤。このようにみれば、「由緒注文」から窺われる隆職や国宗の私領「伝領」も、徴税請負人の介在も想定しうるが、官厨家納物徴収を媒介していることは充分考えられる。

感神院領波々伯部保のばあいも、立保の前提となつた私領の獲得が、封物を徴収する過程でなされた例としてあげることができ。大別当行円の波々伯部村の所領田地二五町八反三〇歩は、それぞれ七町弱から三反に及ぶ田地の領主である田堵らから、「田教加徴米代」（「感神院御加徴米之代」）として「伝領」したものである。この「田教加徴米」を、河音氏は行円の田堵らに対する私出拳など高利貸活動の負債と理解されたが、最近波々伯部保の形成過程を詳しく分析された西山克氏は、感神院が徴収する権限を持った所当官物であると解釈された^⑥。所当官物を指すという点では、西山氏の見解に従いたい。氏のばあいはなぜ感神院が「感神院御加徴米」を徴収しうる権限を持ちえたかについては明確ではない。ここでは次のように理解したい。まず、行円が波々伯部村の田堵らとの関係を持ちえたのは、彼が感神院の丹波国所在の封戸物徴収に従事していたことが決定的な意味を持つ。つまり、先述の済物徴収形態を想起すれば、国衙領である波々伯部村に「弁補」された封物を行円が徴収する過程で、田堵たちが所当官物の一定部分を封物代として弁済する代りに、彼らの所領を共同して行円に「寄附」したと理解できる^⑦。そして、「感神院御加徴米代」とか「田教加徴米之代」とあるのは、波々伯部村に「弁補」された封物が、田堵らや感神院所司にとって「加徴米」と意識されたためであると考えられる。このような形での私領獲得は済物の「弁補」や「国下」が行われる限り、いつでも可能性として存在しうるわけであり、こ

表 ③ 初期（十一世紀）立保諸国保表

保 名	立 保 年 代	保司または立保者	領有権門・その他	出 典
播磨国久富保	延久三年以前	播磨大掾泰為辰 (公文)	藤原隆季（承徳年中以降）、為辰は公文	『平』1059号、同2339号等
伊賀国矢川・中村保	永保頃	(在地某カ) ⁽³⁾	矢川・中村は陽明門院藏人藤原保房所領	『平』1205号
近江国日吉保	永保頃 ⁽⁴⁾	日吉神人	日吉社	『平』1653号
丹波国「大山保」	応徳3年カ	東寺上座永俊	東寺	『平』1426号
加賀国得蔵保	寛治3年	醍醐寺僧賢円	醍醐寺	『平』1281, 1282号
*近江国「細江保」	寛治年中	僧経遷カ	石清水八幡宮放生会料米便補保	『鎌』4512号
伊賀国築瀬保	同上	東大寺僧カ	東大寺カ、長治元年停止、「国保」となる。	『平』3221号
陸奥国某保	嘉保2～承徳2年	藤原清衡	日吉社千僧供料所	『中右記』大治2, 12, 15条
*丹波国波々伯部保	承徳2年カ	感神院大別当行円	感神院御封便補保	『平』1398号、「祇園社記」第1
*近江国浅井西郡内某保	承徳2年	同上	同上	「祇園社記」第1
*近江国犬上郡内某保	承徳年中	感神院大別当勝尊	同上	『平』3310号
*備後国小童保	承徳年中	同上	同上	「祇園社記」第1

(1) *印は便補保であることが判明する保である。(2) 『平安遺文』『鎌倉遺文』はそれぞれ『平』『鎌』と略した。(3) 義江氏前掲論文による。(4) 『平』1653号文書にみえる「本春宮亮」は、永保頃近江守であった藤原忠綱であると考えられる。

の意味で済物徴収を媒介とした私領獲得は「諸司・封家主導型」便補保が形成されるべき特徴的であったと考えねばならない。

さて、便補保を(A)「諸司・封家主導型」と(B)「国守主導型」に大別したが、いずれが先行し便補保成立に決定的な役割を果たしたのであろうか。立保の事情が判明する限られた例をみる限り、十一世紀中に立てられた便補保すなわち初期の便補保はいずれも(A)型であることが注目される(表③)。論理的にも、便補保は国守にとっては済物の弁済をまねがれる代りに一定の国領を分与しなければならぬし、諸司や封家側にとっては、自己の所領経営によって済物を確保しなければならぬので、彼らの側にその条件がある方が立保されやすいといえる。以上のようにみれば、(A)が先行し、便補保が一般化した段階で(B)も成立したと考えられる。以上の分析を踏まえるならば、便補保の成立は次のように考えられる。白河院政期には、別名制の成立、荘園の拡大・増加により、国司は収取物の増加を期待できないばかりか、その確保すら充分に行うことがで

きず、増大した負担を責任をもって請負うことができなくなる。このような条件の下で、国司の済物未進・未済が顕著になってくる。特に後述するように、寛治年間(一〇八七～一〇九三)以降封物未進が恒常的になる。このような国司側の動きに対して、諸司や封家側、特に諸封家が従来から行われてきた特定の単位所領から所当官物の一部を徴収させる「弁補」や、封戸所在国内の封家領荘園の免田以外の開発田や出作地の所当官物を便補する形態を超えて、済物便補地として所領自体を要求するようになったことは充分考えられる。一方、国司側ではこの済物便補地たる所領の要求を、折しも成立しつつあった保の形で認めることにより、その所領を「別名」として国衙の支配下にとどめるとともに、済物納入の責任を在地に転嫁せんとした。便補保の成立は基本的にはこの二側面から把握しなければならない。そして、便補保が国守と封家の「合作」であり、後者の主導的役割によって成立したとしても、その制度的定着の段階で、済物弁済の責任転嫁の方策としての側面が強くなり、国守が便補保を指定分与する形態が生じたものと考えられる^②。

① 大山荘の研究は枚挙に遑がないが、当該期を扱った最近のものでは、『兵庫県史』第一巻(第八章第三節)がある。保の研究では竹内、網野、義江の三氏がとりあげている。「大山保」は史料中にもその名はみえず、一円的荘園であると主張する東寺と、それを否定する国司や在庁官人との相論の中で、国衙側の文書にみえる保を仮にこのように名付けたにすぎない。その意味ではこの保は大山荘と同じ実態をさすと考えられるが、国衙側の文書にみえるので、当時の保に対する通念を知る上で例としてあげることができる。

② 康和二年二月十九日丹波国司解案(東寺百合文書ウ『平安遺文』一四二六号)。

③ 応保二年五月廿二日官宣旨(東大寺文書四ノ一『平安遺文』三三二二号)。

④ 文治三年二月日周防国在庁官人等解(『吾妻鏡』文治三年四月廿三日条『鎌倉遺文』二〇九号)。

⑤ 所衆高僧等が押領したのは久賀保等の官庫(国庫)納米であるが、官庫へ納入されるのは所当官物である(大石直正「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」(B)『古代・中世史の地方的展開』)。

⑥ 『中世法制史料集』第一巻『鎌倉幕府法』。

⑦ この条文では本年貢(所当官物)収納について、国保司跡地頭は本司の時と同じく地頭の沙汰たることが認められる一方、京保司跡では地頭の関与を否定し京下収納使の沙汰とされ、国保司跡と京保司跡では地頭所務は異なったものになっている。しかし、地頭補任以前には、相方とも本年貢(所当官物)収納は保司の権限に属したのである。

⑧ このような所当官物の所屬を基準にしてた「国保」と「京保」という保の二類型は、文永二年若狭國惣田敷帳(東寺百合文書ユ『福井県史』第一巻)においても確認できる。すなわち、応輪田の項に記載された国領の保は「国保」にあたり、除田の項にみえる便補保や関東一円領津々見保は「京保」に相当するといえる。尚、網野氏は国領

の保の保司を国保司、権門に確保された保の保司を京保司として理解されている。さらに、西山氏も「権門別名」としての「京保」という見解を示されている。本稿の理解と結論的には変らないといえるが、本稿では所当官物の所屬を基準にして、この保の二類型を把握しようとしたのである。

⑧ 河音氏前掲論文。

⑩ 別名制の成立がすぐさま収取物の増加を期待できない状況に、国司を追いこんだかどうかは疑問である。というのは別名には低斗代ながら所当官物が賦課され、特別な例を除き、免除されていないからである。別名制の成立よりむしろ、荘園の増加や荘園の作出・加納田の所当官物対掉がより大きな要因となったと考えられる。

⑪ 『師守記』第七に貞治三年四月巻の紙背文書として、「仰下当寮納物諸国便補保建立□_(後カ)、統雖_(後カ)国司遷替、不_(後カ)宛_(後カ)国役、不_(後カ)可_(後カ)入_(後カ)国使_(後カ)」

事」の事書をもつ後欠の官宣旨案と、「望請天裁、当寮□_(物カ)諸国便補保一度建立後、繼国司雖_(後カ)遷□_(後カ)、永不_(後カ)宛_(後カ)国役、不_(後カ)入_(後カ)国使、不_(後カ)可_(後カ)有_(後カ)異議_(後カ)由□_(後カ)宣下者」云々という某寮の解を受け、その申請を裁下した正治元年九月八日付の前欠の文書が収録されている。内容からみて、同一文書の前半と後半部分にあたと考えられる。この文書に、□_(無カ)三

当時之并済、強欲立_(後カ)便補保」とあり、国司が諸司側の承引なく強引に所定地を指定して便補保を立てるばあいもあったのである。

⑫ 承徳二年十月十五日丹波国波々伯部村立券文案（建内文書 『平安遣文』一三九八号）。

⑬ 年月日未詳官中便補地由緒注文案（壬生家文書 『鎌倉遣文』三〇三九号）。

⑭ 注⑬文書。この文書はすでに奥野氏前掲書や橋本氏前掲(A)(B)論文で使用されている。その年代についても、橋本氏はこの案文が文永五年

の具注曆の紙背に書かれていることを重視されている。ここでは詳しい論証は省くが、原文書が作成されたのは広く見積っても文永四年から九年までの間であると考えておきたい（年月日未詳小槻有家申状案、壬生家文書）。このように、この案文の原文書は鎌倉後期文永年間の間作であり、しかも相論文書であるので、内容をそのまま信ずることは躊躇される点もあるが、官符等原史料で確認できる若狭国富荘・土佐国吉原荘や安芸国世能・荒山荘などの例をみる限り、便補保立保の経過を知る上で使用に耐えらるゝと考えられる。

⑮ 保元三年六月廿日鳥羽天皇宣旨案（書陵部所藏文書 『平安遣文』二九三四号）。

⑯ 東大寺封物徴収のために、官使が派遣されている例もある（久安三年七月二日官宣旨、百卷本東大寺文書四十号 『平安遣文』二六二二号）。

⑰ 河音氏前掲論文。

⑱ 西山氏前掲論文。

⑲ 官物代として所領を放出する例はしばしばみられる。たとえば、天治二年二月日法勝寺政所下文案（東大寺図書館本俱舎抄裏文書 『平安遣文』二〇三二号）参照。

⑳ 延久四年九月五日太政官牒（石清水田中家文書 『平安遣文』一〇八三三）にみえる美濃国泉江荘や東大寺領美濃国大井・茜部両荘（延久三年六月卅日太政官符案、内閣文庫所藏美濃国古文書 『平安遣文』一〇六〇号）や同寺領伊賀国黒田荘などの例がある。

㉑ 便補保の初見史料は管見の限り、寛治年間（一〇八七～九三）の立保とされる石清水八幡宮放生会料米便補保近江国「細江保」である（天福元年五月日石清水八幡宮所司言上状、『宮寺縁事抄』『鎌倉遣文』四五二二号）。便補保の初見が白河院政初期の寛治年間であるとすると、この時期神社領に対して一連の措置がとられることが注目される。す

なわち寛治四年二月、紀伊国田島百余町が熊野神社に寄進され『百鍊抄』寛治四年二月日条、同年七月には上下賀茂社に各六百町の不輪租田が寄附された(『百鍊抄』寛治四年七月十三日条)。また同じ頃、伊勢神宮領御厨・御園の領有が認知されている(棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成とその特質」『日本史研究』一五五・一五六号)。荘園整理の勵行とともに、朝廷によって特定の神社に対する所領寄進や保護

が加えられているのである。便補保自体は国守によって認可されるもので、朝廷が直接その立保に介入するわけではない。しかし、朝廷のこのような政策は、国司の済物未進に対する対策であるとも、国司に対して一定の圧力として作用したと考えられる。便補保成立の背景に、この時期の朝廷の神社領保護の政策があったことも考慮しなければならない。

第三章 諸司と便補保

第一節 納官済物の弁済状況

前章では便補保の成立を一般的に論じたが、本章では納官済物の納入制度を明らかにした第一章をうけて、諸司領便補保の形成を納官済物の弁済状況の変化の中で具体的に考えてみたい。

まず本節では納官済物の弁済状況からみてゆきたい。このばあいも封物のそれと絡み合せて考えた方がより生産的である。東大寺のばあい、大石氏の指摘によれば、少くとも十一世紀末寛治年間(一〇八七〜九三)まで封物は確保されていた。しかし、それ以後十二世紀にかけて弁済状況は悪化の一途をたどり、久安三年(一一四七)に至っては、「封戸廿箇国、其員一万一百五十斛也、而伊賀国御封三百廿五斛、便補三箇柚田地之外、自余十九箇国、一塵不令弁済」という絶望的な状態に陥る。また東寺のばあいも変るところなく、円宗寺・法勝寺・尊勝寺など莫大な封戸が寄せられ、国家的な仏事も設けられた代々天皇の御願寺においても、程度の差こそあれ同様であった。さらに、長治元年(一一〇四)七月、仗座にて伊勢大神宮御封未済国に対する沙汰が論議されている。神社の封戸も例外ではありえなかったのである。大治四年(一一二九)七月の白河法皇の崩御にあたって、中御門宗忠はその日記に、「法皇御時初出来事」として「神社仏事封家納諸国吏全不可弁済事」をあげている。白河院政期における封物弁済状況の急速な悪化を指摘したものとみることがで

きる。

納官済物に即してみれば、康和五年（一一〇三）十二月の丹波守高階為章の死去に際しても、宗忠は為章が大国を歴任し、神社・仏寺・封家済物や納官物を全く弁済しなかったと記している。^⑤ また保延元年（一一三五）の藤原敦光勘文にも、「況納官・封家、有名無実」とある。納官済物のばあいもやはり十一世紀末以降、弁済状況の悪化がみられたのである。

さて、白河院政期以後済物未進が顕著になる背景に、国司に対する負担の加増や荘園の拡大・増加による国衙領の減少の外に、国司が合法的に済物免除を認められることもあったことに注意する必要がある。たとえば、嘉祿二年（一二二六）十一月三日官宣旨に「応不拘参期免除・造作成功・異損色代前後 宣旨、任式数、合催^{（令カ）}済当司諸国納物等事」とあるように、国司は「参期免除」「造作成功」「異損色代」と、それぞれに応じた宣旨によって合法的に済物免除や色代納を獲得することもあったのである。参期とは「年祈率分・調庫雑物、毎至参期、解文進^⑥官」とあるように、済物を弁済すべく定められた時期のことであり、参期免除とは弁済すべき期限を延長され、後日の進済を許されることであると解される。異損色代は異損により、所定済物の代物弁済を許されることであるが、異損のため一年間の済物やその三分の一・二分の一が免除された例もある。^⑦ ただ、異損亡弊による参期免除・済物免除や色代納は撰関期にもみられ、程度の差こそあれ院政期に特徴的な現象ではない。^⑧ その意味で問題となるのは、造作成功によって済物免除とされるばあいである。伊賀国では、「当国、除神社・仏寺・齋宮寮納・齋院禊祭祈之^⑨外、偏被^⑩免除色々雑物、可造^⑪進興福寺之状、前々司藤原資良朝臣任以後、代々之吏、毎任申請、各蒙裁許^⑫」とあるように、造興福寺国に充てられたばあいは、神社・仏寺・齋宮・齋院納物以外の済物は免除されている。しかも、康平年間（一一〇五八〜六四）の藤原資良の任以後代々そうであったという。「抑諸国成功之時、雖熱国、或被免諸司納物、或蒙参期免除宣旨^⑬」は諸国の例であると、院政期のある国司は主張している。^⑭ このように、院政期には成功により造作を請負った国司は、多くは神社・仏寺納物以外の済物を免除されるか、あるいは参期免除とされたのである。この時期造作成功が盛行したことを合わせ考えるならば、済物未進が恒常

化する要因の一つがここにあったのである。済物免除の宣旨を獲得した国司が、免除外であった神社・仏寺等納物にまで、その規定を拡大せんとする挙に出ることも充分予想される。実際にも「又募_レ奉遷任当任受領成功之時、寄_二事於左右_一、神社・仍守_{（仏寺カ）}・封家・納宝物全以不_レ済_{（官カ）}」という事態も生じていたのである。

しかし、十二世紀の前期までは、特定の納官物の弁済状況は封物ほど危機的ではなかった。保延元年（一一三五）八月の藤原宗忠奏状^①には、「神社・仏寺之封全不_二弁済_一」とあり、納官物はことさらとりあげられていない。また、保安三年（一二二二）十一月廿五日伊賀国解は、内蔵寮納物等は京都にて弁済していると述べている。だが、十二世紀中期久安年中（一二四五～五〇）頃を境にして、その様相は変化する。久寿二年（一一五五）十二月十七日造酒司注進状案には「備前国造酒司納物毎年百五十石、追_二年無_一究済_二」とある。日記類にもこの頃から「内蔵寮申_二諸諸国未済_一」といった諸司の納物未済を訴える記事が多くみえてくる。^②

以上のような納官済物未進の頻発恒常化に対して、諸司側も新たな対策を迫られることになる。治承五年（一一八一）正月十九日主殿寮解案によれば、久安年中・平治元年（一一五九）・長寛二年（一一六四）と度々に亘って、異損、あるいは異損・成功に拘らず主殿寮納物を弁済すべしとの宣旨が下されている。また長寛二年の宣旨では「不_レ論_二前後宣旨_一」と、一旦成功のため済物免除の宣旨が出されたばあいでも、主殿寮納物は除外されることが規定されている。このように、異損や成功によって一般的に済物免除とされるばあいでも、特定の官衙の納物に限って、その免除規定から除外されることとなる。その納物は、

余仰_二定長_一云、近日諸国済物、随_二申請_一有_二免除_一、况被_レ宛_二諸社修造_一之國々、各定申請歟、縦雖_レ拘_二重色_一、被_レ免_二諸司納物_一之間、年中仏神事已下諸公事等併欲_二閑怠_一、免除之間能可_レ有_二斟酌_一、凡年中恒例臨時所_レ入之用途、仰_二諸司_一令_二注進_一、於_二彼用途_一之程者、枉可_レ被_レ拘也、……^③

とあるように、「年中仏神事已下諸公事等」の諸用途、すなわち重色として確保されねばならない用途であり、内蔵・大

炊・主殿寮納物などが主なものであった。^⑤後述するように、これらの官衙は所領の便補保を多数有しているが、その要因の一つがここにあるのである。

- ① 大石氏前掲(A)論文。
- ② 嘉保三年九月七日東大寺請文案（東南院文書二ノ四 『平安遺文』一三六二号）、嘉承元年八月五日官宣旨（百卷本東大寺文書二十三号 『平安遺文』一六六二号）。
- ③ 久安三年五月十六日官宣旨案（百卷本東大寺文書四十号 『平安遺文』二六一一号）。
- ④ 嘉承二年四月日東寺封戸済物進未勘文（東寺百合文書し 『平安遺文』一六七七号）。
- ⑤ 『殿曆』天永二年十二月廿五日条、『中右記』永久二年六月十九日条、同年十二月廿一日条、同年十二月廿九日条等。
- ⑥ 『中右記』長治元年七月十八日条。
- ⑦ 『中右記』大治四年七月十八日条。
- ⑧ 『中右記』康和五年十二月廿一日条。
- ⑨ 『本朝統文粹』卷第二。
- ⑩ 『平戸記』仁治元年閏十月十七日条所収。
- ⑪ 寛和三年三月五日官符『政事要略』卷五十一。
- ⑫ 『本朝世紀』仁平元年正月廿六日条。
- ⑬ 『本朝世紀』長保元年五月五日条、『權記』長保四年四月十日条。
- ⑭ 同長保五年八月十六日条等参照。
- ⑮ 寛治三年四月十五日伊賀国司解『後二条師通記』寛治三年四月廿七日条所収。
- ⑯ 保安三年十一月廿五日伊賀国司解案（東大寺文書四ノ五 『平安遺文』一九七四号）。
- ⑰ （仁安三年）九月十七日伊豆守源仲綱請文（陽明文庫所蔵兵衛記仁安二年十一月卷裏文書 『平安遺文』三四七一号）。
- ⑱ 竹内理三「成功・柴畯考」（同『律令制と貴族政權』第Ⅱ部）。
- ⑲ 『長秋記』元永二年十一月十五日条。
- ⑳ 『中右記』保延元年八月廿四日条。
- ㉑ 東大寺文書四ノ五 『平安遺文』一九七四号。
- ㉒ 壬生家文書 『平安遺文』二八二五号。
- ㉓ 『山槐記』永暦元年七月八日条、同応保元年十二月十五日条、『玉葉』承安二年閏十二月十二日条、同安元三年七月一日条等。
- ㉔ 壬生家文書 『平安遺文』三九九九号。
- ㉕ 『玉葉』文治二年八月二日条。
- ㉖ 『本朝世紀』仁平元年正月廿六日条。

第二節 諸司領便補保

前節で明らかにしたような納官物の弁済状況の悪化の中で、済物を恒常的に確保するために便補保の立保が計られるようになるが、本節では諸司領の便補保について、主な官衙毎に考察を加えることにしたい。

最初に、官厨家領便補地を書きあげた宮中便補地由緒注文案^①（「由緒注文」）など、便補保について纏った史料が存在する。太政官厨家^②からみてゆきたい。まず「由緒注文」を手懸りに、その便補地を個別的に分析する。

① 陸奥国安達郡安達荘

この荘は便補保から転化したものである。便補保は、「件庄者、本領主^{彼國拒捍使也}。右史生惟宗定兼去仁平元年、触^レ守藤原基成、申^レ立^{（ト）}官厨家^{（ト）}兼便補^{（ト）}、知行之处、定兼滅亡之間、隆職宿禰伝^{（ト）}取^{（ト）}。本文書、進^{（ト）}退^{（ト）}地主職^③」^件とあるように、陸奥拒捍使であった右史生惟宗定兼が仁平元年（一一五一）に官厨家便補保として立保したものである。立保の前年久安六年に、この地の券文が作成されているが、これは右史生という中央官衙の下級官人である惟宗定兼が、拒捍使として官厨家納物を徴収する過程で、この私領を取得したことを物語っている。彼はこの私領をもとにして、立保を申請したと考えられる。その後、地主職は小槻隆職・国宗へと伝領され、建保六年に至り官符が出され、保から荘への転化が行われた。この荘については、立保は仁平元年であり、官厨家領便補保としては最も早い時期に属するものであることに注意したい。

② 常陸国那賀郡石崎保

件保者、本領主僧相慶去建久六年寄^{（タカ）}付隆職宿禰之間、同九年申^{（タカ）}立^{（タカ）}官厨家^{（タカ）}兼便補^{（タカ）}、多年知行、……

この保は、官厨家納物便補保である。立保は建久九年（一一九八）であるが、建久六年に本領主僧相慶の隆職への所領寄進が行われていることに注目したい。

③ 若狭国遠敷郡国富荘

この荘の前身は便補国富保である。国富保が立保されたのは、保側の主張によれば永万元年（一一六五）であり、公家長日御修法供米・造八省院料米・円宗寺法華会用途・太政官厨家納物の四箇所納物が便補された^④。立保後は、隆職が吉原安富という仮名で「殊入^{（タカ）}功力^{（タカ）}開^{（タカ）}発^{（タカ）}荒野^{（タカ）}」（由緒注文）として、保の基礎が築かれたのである。

さて、この保は当初から一円的所領として立てられたものではないことに注意したい。「而國中土民入^{（タカ）}作保領^{（タカ）}、任^{（タカ）}自

由一、或称松林寺田、或号細工名田、不從保司之所勘、対捍官物、不勤雜事」とあるように、国衙が設定した細工名田と入り組んでおり、他領住民の入作も行われていたのである。このように他領との入り組み関係も反映して、立保以後検注はなされず、保内田畠数の掌握も充分ではなかった。建久五年に至り、保支配の強化を目論む保司の訴えにより、他領の入り組みを否定する国司庁宣が出され、翌六年には官使・国使立ち合いの下で立券が行われ、四至と保田三十四町一反三百五十歩が確定された。そしてこの年改めて国郡使入部を停止する官符により、一円的所領として認められ、同時に隆職の子孫相伝領掌たることも保証された。国富荘の成立もここにあったのである。

④ 近江国坂田郡細江荘

件庄者、隆職宿禰奉_{子孫}綸言「建立之、伝領地主、成便補列見定考炊料米、建久八年被立券宣旨、建暦元年重賜。相伝宣旨畢、……

この地は隆職が地主職を伝領し、列見定考炊料米便補地としたものである。建久八年に立券宣旨が出され、細江荘となるが、それ以前は列見定考炊料米便補「細江保」であった。近辺には、石清水八幡宮放生会料米便補保が荘園化した細江荘や大番給田、さらには感神院領坂田保^④があり、諸権門の勢力が錯綜している。建暦元年（一一二一）に改めて国宗の子孫相伝を保証する宣旨が出されているのも、この地域における複雑な領有関係を反映していると考えられる。

⑤ 備前国和気郡日笠保

この保は官御祈願所納物便補保であるが、官厨家が御祈願所納物を管理しているので、広義の官厨家領便補保とみなすことができる。^①立保は建久八年。当時大膳亮であった国宗が、本領主藤原季景の寄進地を申請して認可されたのである。

⑥ 安芸国安芸郡世能・荒山荘

建久四年、安芸守平親守は安芸南郡内の世能・荒山両村を、官厨家納物米三十五斛・地子交易絹二十疋・油一斛三斗・円宗寺最勝会料米三十斛・油二斗を進済する便補保に指定した。^⑧この指定地は、「校量彼所地利之處、不及五分之一」と便補料物の五分の一にも満たない「荒廢之地」であったが、結局隆職の受け入れるところとなった。立保の際隆職の申

請に基づき、勅院事・大小国役・国使入勘免除の宣旨が下されたが、これは「停止国郡妨、為令安堵住民」という保維持を保証するために求められたものであり、必ずしも立保そのものに不可欠な手続きではない。宣旨により官厨家納物と円宗寺最勝会料米の他に、新たに秋季御読経料米百石が付加された。この便補保が世能・荒山荘の前身である。

その後「収招浪人、殊入功力開発」と保の開発が行われたが、必ずしも順調な進展をみたわけではない。立保後間もない頃と推定される宗兵衛宛―当荘(保)の地頭は安芸守護宗孝親であり、その一族であろう―の隆職書状によれば「旁重色依保民難済、多有未済」とか、「抑保司苛法之由、還令訴申給之由風聞國中云々」とあり、立保は在地領主や保民の抵抗すら招いている。そのため「荒山保司下国、御保内事、能々可令議給」と、隆職の意を受け現地で在地領主とともに開発と保経営にあたる人物が改めて派遣されねばならなかった。当荘(保)については、「件庄者、隆職宿禰入開発功」と「由緒注文」にはみえるが、保司として實際現地へ下向したのは隆職自身ではなかったこと、しかもその開発は現地の在地領主との「合議」の下で行われねばならなかったことに注目したい。^⑩

建久八年に至り、在庁や傍荘住人等の堺相論を停止し保の領有権を保証するために、官使を申請し四至を定め、立券文が作成される。その際高倉院法華堂に寄進され、世能・荒山荘が成立する。しかし、荘の進止権は隆職の手に保留され、実質的には官厨家領であった。

⑦ 土佐国香美郡吉原荘

この荘は建久九年、隆職が官御祈願所納物便補地を高倉院法華堂に寄進したものである。同領吉原荘の成立はこの時期に求められるが、便補地建立はそれ以前に遡る。すなわち「件庄者、自源包満之手」伝領之後、隆職宿禰殊入「功力」、開発荒野之地」とあるように、隆職が源包満より伝領した所領を、官御祈願所納物などを進済する便補保に立てたのである。この便補地は、世能・荒山荘などの例を参照すれば、当初官御祈願所納物便補保であったと考えられる。そして、建久九年宣旨により、公家長日不断法供米・円宗寺法花会料米・太政官厨家納物便補地ならびに高倉院法華堂領として、国

使入勘・勅院事が免除され、隆職の子々孫々領掌とされた。^⑧

⑧ 讃岐国那珂郡柞原荘・備後国世羅郡神崎荘・美作国大庭郡田原荘

柞原荘は、隆職が開発の功力を投入した所領で、仁安三年（一一六八）に宣旨によりその相伝が保証され、翌四年に重ねて立券荘号の官符も出されている。神崎荘も隆職が功力を投入し開発した所領で、安元二年（一一七六）に子孫相伝の宣旨が出されている。一方、田原荘は、隆職が本領主三野頼廷より伝領知行したもので、元暦元年（一一八四）に相伝を保証する宣旨が下されている。これらの荘園は成立経過を立す史料が乏しく、田原荘が八省御齋会料便補地であったことが推定される以外、他の二荘については官厨家領便補地としても、その便補対象は判然としない。しかし、本領主からの伝領とか、隆職の開発という所領成立の文言や、いずれも宣旨が下されて隆職の子孫相伝が保証されることをいい、これまで述べた官厨家領便補保の諸例と共通することに注目すれば、これらの諸荘もその前身は便補保であったと考えても、大きくはずれることはあるまい。^⑨

⑨ 越前坂井郡池上荘・紀伊国名草郡旦来保・安芸国河上・熊野保

この三ヶ所は「已上三ヶ所有由緒、各別相伝云々」とあり、小槻永業の一流に知行の由緒があり、その立保には隆職などに関っていないと考えられる。この三ヶ所の内安芸国河上・熊野保は、小槻広房が文治四年（一一八八）に本領主貞宗の寄文を得て御祈願所便補保を立てたもので、建久七年には宣旨が下された。^⑩八省御齋会ならびに官御祈願所料物便補保である紀伊国目来保は、承久三年（一二二二）までに立てられていることが確認できる。^⑪建久六年すでに荘としてみえる越前国池上荘^⑫も含めて、これらはいずれも、承久年間までに小槻永業や広房によって官厨家関係の納物便補保として立てられたものであろう。

⑩ 上総国今富保・加賀国石川郡北島保・備中国山手保

この三ヶ所は、「由緒注文」が書かれた鎌倉後期には小槻朝治の知行に属しているが、その由緒を否定する隆職流の淳

方・有家によれば、加賀国北島保は隆職の官務在任中（建久二年）、上総国今富保・備中国山手保は国宗の官務時に立保され、いずれも地主職相伝や開発の功により、知行の由緒があるものとされる。^⑩鎌倉中後期の相論の当否はさておき、この三ヶ所は隆職・国宗の代に官厨家関係の納物の便補保として立保をみたと考えられる。^⑪

⑪ 越中国黒田保・同中村保

この二保は「由緒注文」には記載されていないが、官厨家領便補保である。^⑫ただし、その立保の事情や年代は不明である。以上「由緒注文」を主たる素材として、官厨家領便補保を概観した。^⑬まず注目されるのは、便補保もしくは便補保から荘園化したと推定されるものも含めて、その形成に二つの型があることである。すなわち、国富荘・神崎荘・杵原荘・世能・荒山荘などのように、「件庄者、隆職宿禰（仮名）安富（本名）入（開発功力）」とか、「件庄者、隆職宿禰入（開発功力）」という官厨家の開発功力投入の記載がみられるものと、日笠保・田原荘・吉原荘・細江荘のように、「件保者、本領主僧相慶去建久六年寄（附隆職宿禰）」とか、「件庄者、自（源包満之手）伝領」とあり、隆職や国宗が本領主から所領を寄進されたという記載がみられるものの二つである。この二つはそれぞれ、先述の便補保形成の二つの型、つまり「国守主導型」と「諸司・封家主導型」に対応するといえる。

次に、官厨家領便補保の形成年代が注目される。この問題に関して注意したい第一点は、官厨家領便補保の初見と考えられる陸奥安達荘の立保が仁平元年であったことである。先に久安年間（一一四五～五〇）頃を境にして、納官済物の弁済状況が急速に悪化すると述べたが、官厨家のばあいにもこのような動向を如実に反映しているのである。^⑭第二点は、立保年代が判明しない越中国黒田・中村両保、さらには安達荘や永業流知行の三保を除いて、いずれも隆職・国宗の代の建立にかかることである。この時期は官務の世襲制が成立する時期であるとともに、官厨家領便補保の形成期でもあったのである。特に、隆職の最晩年にあたる建久六年から九年にかけては、新たな便補保が立保されるのみならず、それまでに立てられていた便補保も、一国平均の役や国使入勘の免除を獲得し荘園化するとともに、隆職の子孫相伝が官符や宣旨で認め

られる。あるいは保のまま、実質的に莊園と変らない形で同様の所領的保証が与えられる。以後国宗の代に若干の便補保が付け加わるが、官厨家領の骨格はこの時期に形成されたといえるだろう。

官厨家領便補保は以上の通りであるが、他の官衙ではどうか。主殿寮のばあい、文治六年（一一九〇）段階では納物所済国は四十三ヶ国と大宰府に及んでいるが（表①）、便補保が立てられたのは、安芸（入江保）・美作（宇野保）・近江（押立保）・加賀・紀伊の五ヶ国にすぎない（「主殿寮解」）。いずれも年別油が便補されたものであるが、安芸国入江保と加賀の便補保は前年立保されたばかりであり、前々司任中に飯岡保に代えて立保された宇野保は、八幡末寺檀子寺使に損亡せられたままであった。このように寮領便補保はこの段階では、所領として安定していたとはいえず、これ以後転倒や新たな立保があり、美作宇野保が失われ、新しく戸矢子・窪田保（下野）・河内・包光保（長門）・国安・今島保（因幡）・志原保（老岐）・薦生保（伊賀）が加わり、建武三年（一一三六）には九ヶ国の便補保が確認される。

また大炊寮のばあい、橋本義彦氏によれば、室町時代には殿上熟食米料所の便補保が十ヶ国十一ヶ所確認されている。鎌倉時代に遡ると、承久三年（一二二二）八月廿四日関東下知状案には「大炊寮訴申、山城・撰津国河内御稻田□□諸国便補保武士使寄事於兵糧□□、公家供御米妨事」とあり、この時期までに大炊寮領諸国便補保の成立をみていた。さらに遡れば、正治元年（一一九九）九月八日官宣旨案によると、「当寮納□□諸国便補保一度建立後、縦国司雖遷□□、永不_レ宛_二国役、不_レ入_二国使、不_レ可_レ有_二異議、由□□宣下□□」との大炊寮の申請が認められ、寮納物便補保は一旦建立された後は、国司遷替にかかわらず一國平均の役と国使入勘が免除されたのである。これは大炊寮領便補保が一般的に不入権を認められ、一國平均の役免除の官省符荘と実質的に同質の存在となったことを意味しており、寮領便補保の形成とその確保の上で大きな意味を持ったと考えられる。また、この文書から正治元年当時、大炊寮領便補保が諸国に亘って建立されていたことも推定できる。以上明らかにしたことと先述した官厨家の例を合わせ考えるならば、大炊寮領便補保も正治年間をピークにして、承久年間頃までにその量的拡大を終えていたとみなしてよからう。

さて、諸司の中では概括的であれ、その所領の便補保の形成年代を推定できるのは、以上の三官衙に限られるので、ここで諸司領便補保の事例をあげることやめ、次にまとめの意味で、どのような官衙の如何なる納物が便補の対象となつたかを考えてみたい。

官厨家領便補保で便補の対象となつた納物をあげると、官厨家納物・官御祈願所納物（公家長日御修法供米）・造八省院料米・円宗寺法華・最勝両会用途物・八省御斎会料物・列見定考飲料米などがあるが、官厨家納物の他は官厨家に関わる朝廷の恒例の仏神事以下の公事の用途であると考えられる。これらの諸用途はもとも永官符や永宣旨で、所定の国々から納められることになっていたのである。また、主殿寮領便補保では年別油、大炊寮領では殿上熟食米がそれぞれ便補されていた。その他所領として便補保が確認される官衙は、管見の限りでは大蔵省・造酒司・内蔵寮・掃部寮・大膳職などがある。以上の官衙のうち、太政官厨家と大蔵省を除けば、いずれも内廷関係の官厨であることがまず注目されるが、官厨家のばあいは朝廷の諸公事に関わっている。大蔵省のばあいも、常陸国笠間保は折年祭幣料・神今食用途・日吉祭幣料・円宗寺法華会料綿・御斎会料が便補されており、官衙家と同様のことがいえる。このようにみるならば、便補保が立保され所領として確保された官衙は、内廷関係の官衙や朝廷の恒例・臨時の諸公事の用途を掌どる官衙に限定されたといえるだろう。そしてそれは、先述した「重色」として確保されねばならない朝廷の諸公事用途に関わる官衙とほぼ一致するのである。

- ① 壬生家文書『鎌倉遺文』三〇三九号。
- ② 太政官厨家については、橋本氏前掲(A)(B)論文参照。
- ③ 本節の引用史料は特に断わらない限り「由緒注文」による。
- ④ 建久六年十二月四日官符（吉川半七氏旧蔵文書『鎌倉遺文』八二〇号）。尚、本荘の分析は特に断わらない限りこの文書による。
- ⑤ 天福元年五月日石清水八幡宮所司言上状（「宮寺縁事抄」『鎌倉遺文』四五二二号）に、「又如被立列見定考保之時」とある。
- ⑥ 長寛二年九月廿五日官宣旨（古文書纂二坂本蓮華院文書『平安遺文』三三二〇号）。
- ⑦ 先述の国富保や後述する吉原保などのように、官厨家納物も合せて便補されたとも考えられる。
- ⑧ 建久九年官宣旨案（壬生家文書『鎌倉遺文』一〇二四号）。本荘の以下の分析は特に断わらない限りこの文書による。
- ⑨ 田中稔「承久の乱後の新補地頭補任（拾遺）」（『史学雑誌』第七九

編一二号）。

⑩ 年末詳七月廿日左大史小槻隆職書状案（壬生家文書『鎌倉遺文』七四七号）。

⑪ 承久三年十月八日官使清原宣景申状案（京大図書館所蔵清家文書『鎌倉遺文』二八四五号）によれば、当莊地頭の権限の及ぶ範囲は荒山村以下の村々と地頭名である久武名に限られていた。この久武名は、「在庁別名」である「散在久武」（石井進「平氏・鎌倉両政権下の安芸国衙」『歴史学研究』二五七号）の一部であったと考えられる。このことは久武名を包摂する形で、当保が立保されたことを物語っている。また、荘内に地頭の権限が及ばない村があったことは、重層的な開発が想定されるこの荘において、特定の村では官府家側の主導する開発が行われたことを推定させる。尚、荘内には久武名の他にも、権国造景政の所領「市吉別結解名」があった（嘉禎四年九月日安芸・畛島社神官等解案、畛島野坂文書『鎌倉遺文』五三一〇号）。

⑫ 貞応二年六月十一日小槻国宗讓状案（壬生家文書『鎌倉遺文』三一七号）。

⑬ 建久九年十一月日土佐国留守所下文案（壬生家文書『鎌倉遺文』一〇一四号）。

⑭ 建久六年十二月四日官符（注④）に、諸役が停止された傍例として、越前国池上荘とこの杵原荘があげられている。

⑮ 年月日未詳小槻有家申状案（壬生家文書）。

⑯ 暦応四年七月廿一日足利直義下知状（壬生家文書）。

⑰ 建久六年十二月四日官符（注④）。

⑱ 年末詳六月六日左大史小槻有家請文案、文永六年四月十一日小槻有家奏問状案（いずれも壬生家文書）。

⑲ 小槻季継・朝治流がこの三ヶ所の便補保を知行するのは、国宗死去の後、貞応三年に季継が官務に就任したと関係がある。すなわち、

有家の主張によれば、この時隆職・国宗の代に建立された便補保は、官務管領の地として一旦季継に「分附」されるが、国宗の孫の淳方の訴えにより、この三ヶ所を除く安達荘以下の便補保地は淳方に返付されたのである（注⑩）。

⑳ 年末詳九月八日沙弥某書状案（壬生家文書）。

㉑ 「由緒注文」にはこの外に、常陸国吉田社と「寄附社寺所々」として筑前国延藤名、同国久原・益永名があげられている。この三ヶ所は神社と名であり、たとえ官府家便補地としても、本文にとりあげた便補保や荘とその成立の事情は異なっていたと考えられる。吉田社のばあい、小槻政重に寄進されたのは長承年中であり（『由緒注文』）、他の便補保の建立が仁平以降であるのに比して、若干早すぎるきらいがある。また、常陸国では別に官府家納物便補保として石崎保が建立されていることも気になるところである。筑前国の二名については、便補保とされずに北野社や建仁寺に寄進されている点で、隆職や国宗の私的な所領の性格が濃厚である。以上のように考え、この三ヶ所は敢えてとりあげなかった。

㉒ 諸司領便補保の初見は、康和五年（一一〇三）立保の造酒司領河内国甘南備保である（嘉禎四年十一月日河内国龍泉寺所司等解案、大東家文書『春日神社文書』第三巻）。管見の限り、十二世紀前半までに立保された諸司領便補保はこの外に、天承元年（一一三一）にみえる大蔵省領紀伊国市保（天承元年十月十四日記伊國司庁宣案、根来要書上『平安遺文』二二一〇号）のみである。

㉓ 橋本氏前掲(A)(B)論文。

㉔ 鎌倉前期の関連史料としては、元久元年十二月日安芸国入江保司等解案（壬生家文書『鎌倉遺文』一五一四号）、承久二年四月廿五日平時基請文（壬生家文書『鎌倉遺文』二六〇〇号）がある。

㉕ 建武三年十二月廿七日光厳上皇院宣（壬生家文書）。尚、主殿寮領に

ついては、奥野氏前掲書ならびに橋本氏前掲(B)論文参照。

②6 橋本氏前掲(C)論文。

②7 『師守記』貞治三年三月卷裏文書。

②8 『師守記』貞治三年四月卷裏文書。

②9 たとえば、円宗寺最勝会用途は、永保二年六月十六日宣旨で米・絹・糸などが諸国に宛てられている(『江家次第』第五 円宗寺最勝会事)。

③0 天承元年十月十四日紀伊国庁宣案(根来要書上 『平安遺文』二二一〇号)に市保、『勘仲記』弘安十一年六月十一日条に、大蔵省料

便補保として常陸国笠間保・下総国大須賀保がみえる。

③1 『黄葉記』宝治元年三月十一日条に、出雲国赤江保・周防国久賀保・備中国永富保がみえる。

③2 貞応二年四月日淡路国大田文、(下野皆川文書『鎌倉遺文』三〇八八号)に、掃守保がみえる。

③3 建久八年四月卅日官宣旨(『続左丞抄』第一『鎌倉遺文』九二二号)にみえる播磨国小大丸保は穀倉院領便補保であると考えられる。

③4 (承久二年)五月廿四日左衛門少尉某書状(東洋文庫所蔵民経記寛喜三年八月卷裏文書『鎌倉遺文』二六一一号)。

第四章 便補保をめぐる諸問題

便補保が成立する十一世紀末期以降は、国家的給与体系の弛緩がますます進み、以前からみられた貴族・寺社の所領形成の動きがいよいよ活発となり、中央と地方との個別的結びつきも緊密の度を加えてゆく。便補保の成立もこのような時代の趨勢の一環として把える。貴族、特に中央官衙に所属する中下級官人や京師近辺の中央寺社の僧侶・神人にとって、便補保成立はその所領形成上いかなる意味をもっていたのであろうか。本章ではこの問題を中心に据えて考えてみたい。

便補保建立に際して、感神院大別当の行円や勝尊など濟物徴収にあたっていた人物はいうに及ばず、東大寺権上座威儀師覚仁、官厨家では小槻隆職や国宗など、濟物徴収を総括する地位にある人物が大きな役割を果たしている。彼らは、行円が丹波国波々伯部保と近江国守富保、勝尊が近江国坂田保と備後国小童保、覚仁が下野国蘭部保、隆職が若狭国国富保などと、濟物徴収の過程で獲得された所領であれ、国守の指定した国領地であれ、便補保立保の申請を行い、立保後は保司になることが多い。便補保の開発と経営の成否は、保司である彼らの手腕に依るところが大きく、開発や保司の権限である勸農権の行使には対応の「功力」が必要であることはいうまでもない。在京領主である彼らのばあい、その「功力」は

どのようにして調達されたのであろうか。

まず、近江国守富保と丹波国波々伯部保の保司であった感神院大別当行円のばあいは、承德二年（一〇九八）十月便補保に認定された浅井西郡内の開発田の存在や、その維持困難とみるや、康和三年（一一〇一）改めて守富保を申請していること^⑦に示されているように、便補保立保以前以後を通じ、近江国内における広汎な活動が推測される。その背後には徴税請負いを含む幅広い高利貸活動も想定しうるだろう^⑧。また、波々伯部保立保に至る過程をみると、先述したように封物徴収請負い・私領獲得・便補保立保が継起している。封物徴収請負いが私領獲得をもたらし、便補保収取物の封物控除部分が保司である彼の得分として期待できる点において、それ自体一種の高利貸活動的構造をもっているが、それはさておき、彼の不断の高利貸活動の果実が、これらの便補保の開発や経営の「功力」として投下されたことは充分考えうる。とすれば、便補保の開発や経営の「功力」が、高利貸活動によって齎された蓄積に求められるばあいを、一つの類型としてたてることができる。

次にとりあげるのは東大寺権上座威儀師覚仁のばあいである。応保二年（一一六二）の立保庁宣によれば、「兼又郷分田代荒野不_レ論_二多少_一、慥可_二充行_一、殊致能治_二可_一開発之由、保司所_下令_二申請_一給_レ也」とあり、菰部郷の立保は郷内田代・荒野の開発を前提としていた。当時、彼は東大寺諸国封戸物徴収の統括者であり、徴収された封物を菰部保開発に融通できる立場にあった。しかしこの点よりむしろ、彼が久安年中（一一四五～五〇）以降伊賀国東大寺領支配の担当者であり、保元二年（一一五七）に黒田荘の直接支配にあたる預所に補任され、応保年間も引き続きその地位にあったことに注目したい。黒田荘に預所が設置され、東大寺の支配が強化される時期と相前後して、菰部保が立てられている。しかも覚仁は、一方では黒田荘預所、他方では菰部保司として、両寺領支配に関わるのである。このようにみれば、伊賀国寺領からの収取物が、菰部保開発に流用されたこと、あるいは融通されんとしたことは充分考えられる。とすれば、便補保の開発や経営の「功力」として、立保申請者あるいは彼が属する組織体の荘園（所領）の収取物が充てられるばあいを想定し、一類型

とすることができ。

第三は、小槻隆職のばあいである。彼が建立に關与した官厨家領は、前章の分析で明らかのように九ヶ所にも及んでいる。これらの莊保すべてに亘って、その開発・経営の「功力」がどのようにして調達されたかを明らかにすることは困難である。ただ若狭国富保については、その立保が永萬元年（一一六五）とされていることに注目すると、この年の正月、彼は左大史に補任されており、就任早々の立保であることも見逃すことはできないが、開発「功力」の調達の面からみると、この年は応保元年（一一六一）に任命された佐渡守の任明けの年にあたることが大きな意味を持つ。すなわち、佐渡守在任中の収取物が、この保の開発の「功力」として投入されたことは充分想定できるのである。とすれば、受領の任中収取物の投下も、便補保の開発や経営の「功力」調達の一類型としてたてることができ。彼は治承四年（一一八〇）正月にも、伊賀守に補任されているが、このばあいは直接該当する便補保はない。国富保の一例でもって、隆職が關与した便補保すべてを律することはできない。ただ隆職のばあいは、国守以外の左大史などの官職からの収入、家領莊園や先に立保されていた便補保からの収取物、その他官厨家納物が投下されていた可能性はある。そして、少くとも左大史就任以後は彼の活動の場は京であつたはずであり、保の実際の経営は世能・荒山莊でみたように、彼の代官が保司として行ったと考えられる。

以上、感神院大別当行円・東大寺権上座威儀師覚仁・官務小槻隆職を例にして、便補保の開発や経営の「功力」がどのようにして調達されたかを考え、徴税請負いを含む高利貸活動の蓄積・所領莊園収取物・受領の任中収取物の活用という大きな三つの類型をたてた。しかし、実際には、隆職のばあいにみられたように、その地位や身分に応じて、同一人物においてもそれぞれの手段が重なり合つて存在したと考えられるので、この類型は在京領主の開発の条件を明らかにするための一つの目安にすぎないことを断っておかねばならない。

ところで、保の領有者であり、立保の申請者になることが多い保司は、保の勸農權や官物収納權をも掌握していた。し

かし、その支配の実態は一律的には論ずることはできない。

穀倉院納物便補保と考えられる播磨国小犬丸保では、

……当保者早損□之境、追年之訴更無絶時、其中当保一滴之水尚以難得、目茲往古士民等、廻計略尽功力、更擲築池、
溉入作田、備進年貢、是公平之其一也、……^⑦

とあり、用水源として水田耕作に不可欠である池の構築は、保民たちが計画しその功力を尽して行ったものであった。たとえこのばあいも、官厨家領便補保と同様に穀倉院側の「功力」投下があったとしても、それ自身が保民たちにとっては「廻計略」すことの中に含まれるとともに、この灌漑池を構築するための労働力は、保民によって担われねばならなかったのである。すでに指摘されているように、この灌漑池造成の背後には、保民の自ずからの再生産と「自立性」を維持するための結合が考えられるが、保司の主導する開発や勧農も、このような住人組織の掌握なしにはその成功は期待できなかった。波々伯部村田堵らの先祖相伝所領の寄進をうけて立保された波々伯部保でも、共同の寄進行為の背後にある住人組織を、保司行円は感神院神人として奉仕者集団に編成し直さねばならなかったのである。

一方、若狭国国富保では、若狭国税所を掌握し在庁官人の筆頭に位置していた稲葉権守時定が下司であり、保務にも関わり、後に地頭に継承される諸権限をもっていた。^⑧ 隆職の開発は、下司との間に矛盾をはらみながらも、一定の協力関係の下でなされたと考えられる。安芸国世能・荒山荘(保)では、「凡当御庄内地頭相交之地者、荒山村・□土村・下世能村等□、又号久武名者地頭名也、散在村村、此外於上□・郡司領等者、自往昔地頭更不相交之地也」^⑨とあり、地頭の権限の及ぶ範囲は、地頭名である久武名と荒山村以下の村々に限定されていた。この以外の「地頭不相交之地」で、保司(預所)の保(荘)務遂行をささえたのは、公文―当荘では史料制約から確認できないが、国富保には存在する―であったと考えられる。便補保ではないが、東大寺三面僧房領周防国与田保公文は、公文名二十六町三反余(給田五町を含む)・在家十五字を知行し、公文名は保田の中ば近くに達している。^⑩ しかも、保司(預所)代とともに年貢収納にあたり、

延付米の分与を受けるのは公文の権限であった。²³ このように下司や特に公文が在地領主である便補保においては、保司の支配はその在地領主制を媒介としたものになったであろう。

以上のように、保司の支配は類型的には保民の住人組織を媒介とするものと、在地領主制を介在させるものに大別できるが、そのような支配の実態を問わず、便補保は中央官衙の中下級官人や在京の神人・僧侶に、済物徴収という国家の保証を受けた場で、勸農権や所当官物取納権を有する保司につく道を開き、その所領を用意するものとして存在し、また、諸司や中央寺社にとっては、便補保は国家的給付を媒介として、荘園制に即応した「自前」の家産的経済体制を築く可能性を齎すものとしてあったのである。

- ① 承徳二年十月十五日丹波國波々伯部村立券文案（建内文書 『平安遺文』一三九八号）、『祇園社記』第一（『八坂神社記録』下）。
- ② 長寛二年九月廿五日官宣旨（古文書纂二坂本蓮華院文書 『平安遺文』三三一〇号）、『祇園社記』第一（『八坂神社記録』下）。
- ③ 応保二年三月七日夜野国司庁宣（東南院文書五ノ十四 『平安遺文』三一九四号）に、「殊致能治可開発之由、保司所令申請給也」と敬語が使用されている。また、永万元年十二月十七日夜野国司庁宣案（東大寺文書四ノ四十一 『平安遺文』三三七二号）には、「然而本寺沙汰人威儀師覚仁枉有被申請状」とあり、戸矢子郷付加の申請を覚仁が行っている。さらに、この文書の端裏には、「正文付威儀師了」とあり、国司庁宣の正文が覚仁の下にあったことを示している。これらの事実から、覚仁が園部保の保司であったとみなすことができる。
- ④ 大山氏前掲論文。
- ⑤ 史料中にみえる「功力」という用語には、労働力編成も含まれる可能性はあるが、ここでは開発経営のファンドの意味で使用する。
- ⑥ 『祇園社記』第一（『八坂神社記録』下）。
- ⑦ 『祇園社記』第一（『八坂神社記録』下）。
- ⑧ 高利貸活動を営む神人として、日吉神人が著名であるが（保延二年九月日明法博士勘文案、壬生家文書 『平安遺文』二三五〇号）、保元新制で神人濫行が停止されている神社に祇園感神院も入っており、特別に区別する根拠も乏しい。
- ⑨ 応保二年三月七日夜野国司庁宣（東南院文書五ノ十四 『平安遺文』三一九四号）。
- ⑩ 久安四年五月十日東大寺封戸進未注進状案・同年五月十六日東大寺封戸済否等注進状案（東南院文書二ノ二 『平安遺文』二六四七・四八号）の注進者は覚仁である。
- ⑪ 石母田正『中世的世界の形成』第四章第一節「古代の再建」。
- ⑫ 応保二年五月廿二日官宣旨（東大寺文書四ノ一 『平安遺文』三三二一号）等。
- ⑬ 「壬生家譜」隆職の項。
- ⑭ 『山槐記』応保元年九月十五日条。
- ⑮ 「玉葉」治承四年正月廿八日条。
- ⑯ 第二章注⑦。

①7 建久八年四月卅日官宣旨(『続左丞抄』第一『鎌倉遺文』九二二号)。

①8 黒田俊雄「村落共同体の中世的特質」(同『日本中世封建制論』、

河音氏前掲論文)。

①9 承元元年十二月日閑東下知状(壬生家文書『鎌倉遺文』一七〇九号)。

②0 承久三年十月八日官使清原宣景申状案(京大図書館所蔵清家文書

『鎌倉遺文』二八四五号)。

②1 建保四年八月十七日將軍家政所下文(壬生家文書『鎌倉遺文』二

二五八号)。

②2 田村氏前掲論文。

②3 正応三年七月日周防国与由保雜掌陳状案(東大寺文書四一十八)。

②4 河音能平氏の「領主的保」「農民的保」の二類型は、保においてそ

れぞれ地位と権限を異にする保司と下司・公文を区別せずになてられており、史料的に若干問題は残るが、保の支配の実態に即して見るならば、妥当な見解であるといえる。

おわりに

納官済物の納入制度の変遷を明らかにする中で、便補保の成立を把握しようとした本稿を終えるにあたって、便補保の諸司領としての確立をまとめ、鎌倉中期以降における納官済物の「料国制」展開の見通と残された課題を述べて結びに代えたい。

主殿寮領便補保は「主殿寮解」によれば、文治六年(一一九〇)までに立保された五ヶ所のうち二ヶ所は、前年に建立されたばかりであり、しかも地頭や他権門の押領を受けているものもあり、この段階では寮領として確立しているとはいえない。官厨家領ではすでに述べたように、建久六年(一一九五)から九年にかけて、新たに建立された便補保のみならずそれまでに立保されていた便補保も、官符や宣旨により一國平均の役や国使入勘の免除をえて莊園化される例がいくつもみられる。これは官厨家領便補保が官省符莊と同質化してゆく方向を示している。また大炊寮領便補保が、正治元年(一一九二)九月八日官宣旨^①により、国司遷替にかかわりなく寮領便補保として一國平均の役免除と国使不入の特権が認められたことは、この時期の諸司領便補保の官省符莊化の動向を端的に物語っている。諸司領以外でも、感神院領「四ヶ保」のばあいを見ると、少くとも近江国守富保・同国坂田保・丹波国波々伯部保の三ヶ所は、元久二年(一一〇五)までに次々に官宣旨や院序下文により国使不入・勅院事国役免除とされ、「准官省符之地」とみなされるようになる。^②以上の諸例と官

厨家領便補保がほぼ小槻国宗の官務在任中―建久九年―貞応二年(一二二二)―にその形成を終えたことや、大炊寮領諸国便補保が承久三年(一二二二)までに成立していたことを合わせ考えるならば、建久年間から遅くとも承久・貞応年間までは、便補保が本来的にもっていた国守段階の便宜的な制度であるという制度的制約が克服されるとともに、便補保が朝廷によって認定された権門諸司領として最終的に確立する時期だといえる。

以上のように、鎌倉初期は諸司領便補保の確立期であると評価できるが、表①②で明らかのように、諸司納物負担国すべてに亘って便補保が立保され、所領として確保されたわけではない。それ以外の負担国では、納物弁済はますます期待できなくなる。造酒司では嘉祿二年(一二二六)、納物負担国十二ヶ国中便補保が立てられていた河内・和泉・摂津三ヶ国以外の国々はすべて「無所済」という状態であった。^③仁治元年(一二四〇)に至って、「且訪傍例、内蔵寮・内膳司者、於市辺、召取魚鳥交易之上分、備進日次供御、左右京職者、仰京中之保々、宛召染藍并人夫等、装束司者、宛召市之苧売買之輩上分、此外之例不可勝計」という他官衙の例にならって、「仰東西兩京并諸酒屋等、一年中間一字別宛召供酒一升」と、納物未済を補う狙いから酒屋役の徴収が申請されてくる。この時には朝議の結果新儀として却下されたようであるが、諸司納物の「料国制」が実質的な意味を失った鎌倉中期以降、このような「和市交易之課役」が、便補保以下の諸司領や率分錢(所)とならんで、諸司の財産として大きく浮びあがってくるのである。

さて、最後に本稿で充分触れることができなかった問題を今後の課題として述べておきたい。まず、本稿では諸司納物を納官済物の中に解消させて論じてきたが、納官済物の中には様々な種類の納物が含まれており、今後は朝廷の諸公事との関連で、納官済物の内容をより綿密に分析する必要があると思われる。また、納官物とともに便補保に便補される対象として大きな位置を占める封物の問題、換言すれば封戸制度の解体過程をより具体的に解明することも要請されるだろう。その際、納官物と同様に封戸制度においても、「公田官物率法」成立の持った意味が問われねばならないと思う。その他本稿の一方の前提である保の成立も含めて、これらの課題は別の機会に論じたいと思う。

① 『師守記』貞治三年四月巻裏文書。

② 「祇園社記」第一(『八坂神社記録』下)、文治三年十月十七日後白河院庁下文案(東洋文庫所蔵民経記賀喜三年四月巻裏文書 『鎌倉遺文』二七六号、元久二年三月二日後鳥羽院庁下文案(東洋文庫所蔵民経記賀喜三年四月巻裏文書)。

③ 『平戸記』仁治元年閏十月十七日条、この項はこの条による。

(付記)

本稿作成に際し、日本史研究会中世史部会の諸氏から様々の御教示をいただいた。また、宮内庁書陵部、国立国会図書館、名古屋大学文学部国史研究室からは史料閲覧の便宜を与えられた。併せて感謝の意を表したい。

(京都大学大学院生

On the Making of *Bempo-no-ho* 便補保

by

Seiji Katsuyama

The system of *shoshi-nōmotsu* 諸司納物 or the purveyance to the central government offices in the later *Heian* 平安 and the *Kamakura* 鎌倉 ages has not been inquired into adequately, hitherto. In this article, I aim to grasp the making of *bempo-no-ho*, which was a sort of feudal domain, through the study of the system, and to examine it in the context of the purveyance system of *nōkan-fūke-saimotsu* 納官封家濟物, including *fūkomotsu* 封戸物.

Shoshi-nōmotsu in these ages, except some particulars, was collected in the system of *ryōkokusei* 料国制, which had been established as a system in the reign of *Gosanjō-Tennō* 後三条天皇. From the later twelfth century on, *kokuge* 国下, which means the purveyance on the several spots, became prevalent. The making of *bempo-no-ho* was due to the development of these systems of *kokuge* or *bempo* 弁補.

By the way, in its early time *fūke* 封家 or *shoshi* 諸司 petitioned for the permission to make their private domains into *bempo-no-ho*, we, therefore, need to esteem the role of *fūke* or *shoshi* in the making of *bempo-no-ho* more highly than before, admitting that it was a cooperative product of *kokushu* 国守 and *fūke* or *shoshi*.

On the other hand, the offices which managed court affairs came to have *bempo-no-ho* on account of the diminution of purveyance, while these moved into *shoshi*'s hands between the *kenkyū* 建久 and *jōkyū* 承久 period in the early *Kamakura* age. After the mid *Kamakura* age, purveyance without *bempo-no-ho* would not be realized. Then *washikōeki-no-kaeki* 和市交易之課役 appeared in turn as financial source of *shoshi*. *Ryōkokusei* of *shoshi-nōmotsu* lost its meanings in this very era.